

第十九回 参議院内閣委員会會議録第三十九号

昭和二十九年五月二十日（木曜日）午前
十時十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

石原幹市郎君
西郷吉之助君
白波瀬米吉君
高瀬莊太郎君
松本治一郎君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君
木村福八郎君
三浦 義男君

内閣総理大臣

吉田 茂君
木村篤太郎君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
法制局次長 林 修三君
法制局第一部長 高辻 正己君
保安政務次官 前田 正男君
保安庁人事局長 加藤 陽三君
保安庁経理局長 石原 周夫君
事務局長 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件

○防衛庁設置法案（内閣提出、衆議院送付）

○自衛隊法案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（小酒井義男君） 只今より内閣委員会を開会いたします。

防衛庁設置法案及び自衛隊法案、右二法案につき吉田総理に対する総括質疑を続行いたします。

○國務大臣（木村篤太郎君） 昨日山下委員の御要請によりまして国防會議の内容についての政府の案を出すようにということ、私がお取計らしいように申ししたのでありますが、併し実は政府部内におきましてもこの内容構成如何は相当研究を要すべきものがあり、只今せつかく検討中であり、従いまして政府といたしましては政府自体の定まつた案というものは実は持合せはないわけであり、お説は御尤もであります。至急に我々はその案を練りまして御参考供したいところと思つておる次第であります。只今のところは今申し上げました通り慎重に検討中であるということをお願いいたしておきたいと思ひます。〔おかしきやないか〕と呼ぶ者あり。

○山下義信君 この国防會議の政府案の御発表を願ひましたことは昨日申し上げましたように、言うまでもなく防衛二法案の而も防衛庁設置法の重大な問題でありますので、これが別の法律案で定めることになつておるのである

すが、その内容が判明しない限りにおきましては本案の審議に重大な支障があることは明白でございますので、法律案の少くとも原案、若し法律案の原案ができていなければ、その要綱を御発表願ひたいと申し上げましたところが、今朝御発表になるようにお約束下さつたのであります。只今の政府の御説明を承りますと、まだ何にも内容がきまつていないということであり、昨日の政府の御言葉とは非常に相違することになるのでありますが、さすれば昨日はどうして明朝発表するとおつしやつたのかと追及申し上げなければならぬのでありますが、併し私はそういうことを追及申し上げようとは思わないのであります。ただ国防會議の内容が未だ政府のほうで案が固まつていないということにつきましては我々といひましたし、驚き入るのほかにないものであります。然らばこのままでは果して審議の継続ができるかどうかといふことの重大な問題にぶつからざるを得ないのであります。これは今日の總理への質疑が済みましてあとで、私は特に本問題の取扱につきまして委員長に理事会の開会を要求したいと思つております。

つきましては、これは政府のほうでまだ案が固まつていないということであり、また案が固まつていないこととありまして、お尋ねすることはないのであります。少くともどういふ点が問題になつておる、どういふ点が固まつていないのであるかというような点

につかましてこの際率直に一つお話を願ひたいと思つております。

それから然らばいつまでに政府が国防會議の構想についてお考えをおまとめになるか。又この国防會議の關係の法律案はいつ国会にお出しになるかといふお見通しだけはこの際政府のお考えを御発表願ひたいとかように思つてございませう。

○國務大臣（木村篤太郎君） この内容の点について最も検討を要するものは構成員であります。即ちこの構成員のうち民間人をとり入れるか、とり入れるとすると何名ぐらいにすべきか、これが一点。

次はこの事務局の設置であります。事務局を總理府の下に設置すべきか、或いは保安庁の内局にこれを設置すべきか。この二点であります。これは相當慎重に検討を要すべき問題と我々は考えます。

次にこの法案についての提出時期であります。これは只今申し上げました通り、事きわめて重大で相当検討を要すべきものでありせつかく検討しております。成るべく早く提出したいと思つておりますが、その時期等についてはここでははつきりしたお約束はできません。このことを御了承願ひたいと思ひます。

○山下義信君 只今提出時期につきまして政府の御答弁は極めてあいまいであつたのであります。然らばお尋ねいたしますが、この防衛二法案の審議中に御提出に相成る見込がありますか

どうか。なければならぬで率直にこの際一つ明確にお答えお願ひしたいと思います。

○國務大臣（木村篤太郎君） 只今検討中でありまして、せつかく早く提出したいと思つておりますが、今会期も極めて切迫いたしておりますので、会期中に果して提案できるかどうかといふことについての確たるお約束はいたしかねる次第であります。

○山下義信君 私は会期中という言葉は使わなかつたのであります。この防衛二法案の審議中にお出しになりますかどうかといふことを承つておきたいと思ひます。少くとも構想は固めになりまして法律案でなくても我々の審議に差支えない程度の政府のお考えを確定されてお出しになりますかどうかといふことを私伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣（木村篤太郎君） 成るべく御要望に副ひたいと考えております。

○矢嶋三義君 只今の木村長官の發言は私は重大だと思ひますので関連して質問いたします。それは昨日も私質問のときに申し上げましたが、防衛關係についての政府答弁はときと場所所常に食い違ひを生じているわけですが、これを國民ははうかむりとか或いはごまかし答弁だと、こういうふうには國民は非常に不信の念を持つていますし又不安がつています。昨日この国防會議の設置の問題に関する私の質問のとき、慎重検討中という答弁をして、更に山下委員から追及されてあなたは

確たる答弁をしたわけです。でこの国防會議の設置についての問題が政府部内で協議されるようになったのはすでに昨年の秋からです。保守三派で長い間話し合いされ一応要綱が決定したのは一月ですが国会に出されたのは二月になつておる。それから数カ月たつて

いるのに本日の段階になつてなおこの要綱すら我々の審議段階に出せないといふことは、我々の審議権を無視していることになると思ふのです。昨日私が申し上げたように防衛庁の第一案には「国防會議の設置について定めることを目的とする」とある。国防會議の設置が目的なんです。その目的としていつておるこの国防會議の内容について概要すらこの審議段階に出せないといふようなことは意圖も甚だしいことと思ふのです。昨日山下委員の質問に対しては保守三派の交渉の段階に最も問題となつておりました点についてあなたは明快な答弁をした、その点を私は更に責任を追及するわけです。昨日の委員会では関係関係と統合關係會議の議長を以て構成し、その責任態勢をとる、こういう答弁をあなたはされて、それらの概要を本日の委員会に提出説明するということを約束されたわけなんです。ところがこの問題は特に改進黨の意向があつて、旧軍人の民間人を入れよとか、或いは産業人を入れよとかいろいろの意向があつて、この二法案を国会に出すまでにまとまらずに、一応提出しておいて然る後に検討しようという形で本日まで来たことはあなた自身御承知の通りです。それを昨日山下委員に明確に總理出席の下における本委員会では答弁しておきながら、今朝になつて更に慎重審議に逆戻りして、昨日約束されたところの資料の提出と、それに基く説明ができなくなつたという事情は如何なるものか。そういうような僅か二十時間足らずに委員会における答弁が変更するようでは我々は二法案の審議はできません。責任を追及します。

○國務大臣(木村篤太郎君) 責任を追及されることは御勝手でありまして、(勝手じやないですよ)と呼ぶ者あり)私が昨日答弁したのはこういう意味であります。まだきまつておりません、どういふ構想を持つておるか、という山下委員のお尋ねでありますから、それで自分としてはこういう構想を持つておるんだ、併しながら事重大であるから、この点については十分検討中である、こう申したのであります。

○矢嶋三義君 関連ですから簡単に伺いますが、あなたの昨日の発言では、国防會議の構成その他について大體政府内の意向が固まつたのでそれをここに提出して、昨日の言葉で言えば明日提出して説明しますというのを二度繰返したじやないですか、その言葉と今の発言とは全くこれは相反しているものです。重ねて伺います。

○國務大臣(木村篤太郎君) 政府部内、即ち私の構想を昨日申上げたものであります。これも確定案でないといふことははつきり私は昨日申上げたつもりであります。事重大であるから十分に慎重審議して法律案にまゝめて提出する、こういう意味であります。

○木村篤太郎君 昨日山下委員は最後に資料として提出されたいといふことを要求したのであります。委員長もやはり資料として提出されることを要求されたのであります。従つて、今日

ここで審議する場合にはその資料がここに出ていなければならぬわけですから、これははつきり食言で昨日の約束と違つておるのです。資料として提供すること、これがはつきり連記録にも載つておりますので、山下委員も最後に重ねて資料として要求したのであります。委員長からもこれは資料として出すように改めて要求して頂きたい。昨日のあれと前提が違ひますから。

○國務大臣(木村篤太郎君) 確かに私は資料として提供したいといふことは申上げた次第であります。これは私は取消しません。申しました。併し局内に帰りましていろいろその資料について協議したのであります。然るところまた部内といたしましても確定してないといふ次第でありますから資料としては提出はできません。

○木村篤太郎君 議事進行。そうしますと、この審議はどうなるのですか。昨日そういう約束をされて、そして昨日もそのはつきりまだきまつていないといふことは確かに言われまして、言われまして、ここでお約束しておいて帰つてみたならばこれは事情が変更されたといふのでは、それは木村長官の責任問題じやないですか。我

○山下義信君 私も、政府のはうのお考えはそれはあなたのはうのお勝手によろしいのであります。我々もいたしましては、国防會議の要綱が我々にお示しがない限りは、本案の審議に重大な支障のあることをはつきり申上げておきたいと思ひます。

○委員(小酒井義男君) それでは質疑を開始いたします。

○八木幸吉君 日本憲法の特色は戦争放棄であります。この規定は我が国が

再び世界平和の脅威にならないことを誓うさんげの意味の消極面と、人類を戦争の惨禍から救ふとする世界平和の高遠な理想を謳つた積極面の二つの面を包含してゐるわけでありまして、世界のきびしい現実は遂に我が国も軍備を有せざるを得ない現狀に立至りました。私は現在の段階において我が国が独立国として軍備を持つことは必要と認めるものであります。同時に現行憲法を改正せずしてこれを行うことは法の尊嚴のためにこれを否とするものであります。この観点に立ちまして憲法と防衛二法案の關係について御質問を申上げたいと思ひます。

先ず第一にお伺い申上げたいのは、正当防衛權についてであります。總理は昭和二十一年六月二十八日の衆議院本會議におきまして、次の通り國家正當防衛權に関する見解を表明しておられます。「戦争放棄ニ關スル憲法草案ノ條項ニ於キマシテ、國家正當防衛權ニ依ル戰爭ハ正當ナリトセラルルヤウデアガ、私ハ斯クノ如キコトヲ認ムルコトガ有害デアリト思フノデアリマス、近年ノ戰爭ハ多クハ國家防衛權ノ名ニ於テ行ハレタルコトハ顯著ナル事實デアリマス、故ニ正當防衛權ヲ認ムルコトガ偶々戰爭ヲ誘發スル所以デアリト思フノデアリマス、(中略)正當防衛權ヲ認ムルコト云フコトソレ自身ガ有害デアリト思フノデアリマス、」即ちこの總理の御答弁によりまして、正當防衛權をお認めになつておられないかのごとく受取れるのであります。如何でございますか。

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたしますが、正當防衛權は獨立國である以上は當然の權利でありまして、これ

ならぬのであつて、私はあくまでも本日という約束であつたのですから、これは若しできないならば前のお言葉をお取消になるか、或いはここで陳謝されるか、何らかされなければならぬはずだと思ふのです。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は昨日確かにそういうことは申しました。今日そういうものは出せないといふことに至つた事情については私はここで陳謝してよろしい。取消してもよろしい。事實は事實であります。さう御了承を願ひます。

○山下義信君 昨日のことにつきましては今長官が陳謝なさいました。それはそれでいいと思ひます。併し、防衛二法案の審議中に国防會議に關する政府決定要綱は必ず出すように努力することとお約束下さつた新しいお約束のあることを、私もこの際確認したいと思ひます。その点一つ申上げておきます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 必ず出すといふことはここでははつきり申上げることはできません。努力するといふことを申上げます。

○山下義信君 私どもは、政府のはうのお考えはそれはあなたのはうのお勝手によろしいのであります。我々もいたしましては、国防會議の要綱が我々にお示しがない限りは、本案の審議に重大な支障のあることをはつきり申上げておきたいと思ひます。

○委員(小酒井義男君) それでは質疑を開始いたします。

○八木幸吉君 日本憲法の特色は戦争放棄であります。この規定は我が国が

再び世界平和の脅威にならないことを誓うさんげの意味の消極面と、人類を戦争の惨禍から救ふとする世界平和の高遠な理想を謳つた積極面の二つの面を包含してゐるわけでありまして、世界のきびしい現実は遂に我が国も軍備を有せざるを得ない現狀に立至りました。私は現在の段階において我が国が独立国として軍備を持つことは必要と認めるものであります。同時に現行憲法を改正せずしてこれを行うことは法の尊嚴のためにこれを否とするものであります。この観点に立ちまして憲法と防衛二法案の關係について御質問を申上げたいと思ひます。

先ず第一にお伺い申上げたいのは、正当防衛權についてであります。總理は昭和二十一年六月二十八日の衆議院本會議におきまして、次の通り國家正當防衛權に関する見解を表明しておられます。「戦争放棄ニ關スル憲法草案ノ條項ニ於キマシテ、國家正當防衛權ニ依ル戰爭ハ正當ナリトセラルルヤウデアガ、私ハ斯クノ如キコトヲ認ムルコトガ有害デアリト思フノデアリマス、近年ノ戰爭ハ多クハ國家防衛權ノ名ニ於テ行ハレタルコトハ顯著ナル事實デアリマス、故ニ正當防衛權ヲ認ムルコトガ偶々戰爭ヲ誘發スル所以デアリト思フノデアリマス、(中略)正當防衛權ヲ認ムルコト云フコトソレ自身ガ有害デアリト思フノデアリマス、」即ちこの總理の御答弁によりまして、正當防衛權をお認めになつておられないかのごとく受取れるのであります。如何でございますか。

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたしますが、正當防衛權は獨立國である以上は當然の權利でありまして、これ

ならぬのであつて、私はあくまでも本日という約束であつたのですから、これは若しできないならば前のお言葉をお取消になるか、或いはここで陳謝されるか、何らかされなければならぬはずだと思ふのです。

は否認をいたそうとしてもいたすことのできない本質のものであります。故に、正当防衛権は如何に私が申しても、国家としては持ち得るはずと私は確信するのであります。然らばこの事態をどうするか、憲法制定の当時は最も高遠なる理想の下に、戦争放棄、又戦争を以て、武力といひますか戦力を以て、正当防衛の名の下に戦力を以て抗争をするといふことは好ましくないのであります。この高遠な理想を以て憲法九条はできたのであります。お話を通し、爾来事態は深刻なる回転をいたして、現に共産主義国との間において、朝鮮の例を以て見てもわかる通りに、相手方は名義の立たない侵略をいたして、朝鮮問題が起つて来たのであります。この事態に処する以上は、国としては正当防衛権をあくまでも擁護して、そうして本来の国家、独立国家として持つ権能、権力を以て自己防衛に当る、これは当然なことでありま

す。この事態の変化といひますか、いづれにしても国としては正当防衛の名において宣戦の布告をするといふようなことはいたすまじきものであるといふことは今なお考へております。又正当防衛権の名の下に国際紛争の解決をなすといふようなことは、あくまでもいたさないつもりであります。不幸にして緊急な攻撃をこうむつた場合、防禦にその武力以外に手段がない場合には、正当防衛権といひますか、いづれにしても直接の侵略の防衛に当るといふ手段を講ずるは、国の独立は守ることができないはずであります。ここに今日防衛庁の設置及びその他の二法案を議院に提出したわけでありま

する。このたびの保安隊の拡張についても、これはしばしば申すようでありますが、日米安全保障条約の範囲内においていたすのであつて、直ちに戦力を以て防衛に当るといふのではないのであります。日米安全保障条約のその範囲において当るのであつて、お話をうな意味合と少し違ふのではないか。これは言葉を変えて言へば、外交の一つの手段としても言ひ得ると私は思ひます。

これは総理のお言葉であります。「自衛権ニ付テノ御尋ネデアリマス、戦争地帯ニ關スル本条ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定シテ居リマセムガ、第九條第二項ニ於テ一切ノ軍備ト國ノ交戦權ヲ認メナイ結果、自衛権ノ發動トシテノ戦争モ、又交戦權モ抛棄シタモノデアリマス、(中略)故ニ我が國ニ於テハ如何ナル名義ヲ以テシテモ交戦權ハ先ヅ第一自ラ進ンデ抛棄スル、抛棄スルコトニ依ツテ全世界ノ平和ノ確立ノ基礎ヲ成ス、全世界ノ平和愛好國ノ先頭ニ立ツテ、世界ノ平和確立ニ貢獻スル決意ヲ先ヅ此ノ憲法ニ於テ表明シタイト思フノデアリマス」これが原案に對する當時の吉田首相の御答弁であります。

○八木幸吉君 総理は只今日米安全保障条約のことを御引用になりましたが、私は憲法本文そのものと防衛二法案との關係についてのお質問を進めたと思ひます。つきましては、憲法第九條の解釈についてお伺いをいたすのであります。憲法第九條第一項の「國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」これが御承知の第一項の文面でありまして、この条文の「國權の發動たる戦争」という文句は「國際紛争を解決する手段としては」にかかると解釈されますか。即ちこの第一項は、自衛戦争はこれを禁止してないかと考へるのであります。念のために伺ひをいたします。

○八木幸吉君 次は憲法第九條第二項前段の「前項の目的を達するため」といふ意味は、同条第一項後段の「國際紛争を解決する手段として」にかかると考へ、又は第一項前段の「日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し」にかかると考へになりますか、如何でありますか。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○八木幸吉君 只今の御説明で國家の防衛権はお認めになつてゐるというところがよくわかつたのであります。次に伺ひ申上げたのは、自衛権と自衛権の行使の關係についてでございます。

○国務大臣(吉田茂君) 政府委員から
お答えいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今のお言
葉にありました第九條第一項について
見ますと、これは前段の、いわゆる「国
際平和を誠実に希求し」そういうこと
に繋がついてのことでありまして、要す
るに第二項においては、目的の如何を
問はず戦力は保持しない、かように憲
法御制定の当時から政府としては考え
て参つております。

○八木幸吉君 次に第九條第二項中
の「陸海空軍その他の戦力」とある「陸
海空軍」とは如何なる意味であるか、
その定義をお伺いいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) 定義はいろ
いろございますが、たび／＼申上げま
してまいります。この軍隊という
ものは、先ず第一に外国即ち外敵と戦
いを与えることを任務とするという条
件とそれからその活動については、交
戦権の行使に当るといことが厳格な
意味においての定義であると思いま
す。さうに考えますと、交戦権の行
使に当たらないという場面においてその
条件に欠けることがございますから
して、そういう厳格な意味での軍隊に
は、これははまらないかも知れない。
併し普通常識的に条件、定義を考えま
して、およそ外敵と戦う能力を持つも
のの軍隊だという定義をお立てになる
ということになれば、その点から言え
ばこれは軍隊と申上げてよろしいと
いうことになろうと思ひます。

○八木幸吉君 陸軍と、海軍と、空軍
と三つに分けて、おの／＼の持つ意味
を伺いたいと思ひます。例えば陸軍と
はどういうものであるか、海軍とはど
ういうものであるか、空軍とはどうい

うものであるか、この意味を承わった
い。

○政府委員(佐藤達夫君) これは実は
海軍と申しましては陸軍隊などもござ
いますからして、どうも私も法律
屋としての確たる定義を下さと仰せら
れまして、これは困難であると思ひ
ます。従つて大きな常識から言つて、
空軍と言へば空で戦いを与えるもの、
海軍と言へば主として海の上で戦い
を与えるもの、陸軍と言へば陸の上で
と、かような意味で重点主義で大きく
申上げざるを得ないものであらうと思
ひます。

○八木幸吉君 非常に自明の理を伺つ
てゐるようにお思ひになるかも知れま
せんけれども、一陸海空軍その他の戦
力」といふのは、これは憲法にきめら
れた言葉でありまして、従つてその解
釈は相当厳格でなければならぬ。然
るに今の法制局長官の御答弁によりま
すと、先ず陸軍を主としたもの、海
軍を主としたもの、空軍を主とした
もの、おの／＼軍隊であるという、
常識の範囲を出でないであります
が、然らばこの憲法第九條、第二項
の「陸海空軍」といふのは、先ず常識
の社会通念に従つて解釈してよいかと
いうことを念のためにもう一遍伺つて
おきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御尤もに存
じます。私どもの考え方は、二項が重
点を置いて恐れておりますのは、要す
るに装備、勢力、これが何に使われるか
わからんから、その勢力を持つことを
ここで禁止しておるのであつて、その
勢力が仮に内乱のためという名目を持
つておりましようとも、これがすぐ外
へ向つて大きな威力を及ぼすやうなこ

とになれば、これは又憲法としては相
当心配せざるを得ないという意味で、
この「戦力」という段階に達した力と
いふものを一つに恐れておる。従つて
陸海空軍たる戦力と申しましようか、
さうなものになつてはいけぬ、目
的が他の目的であつてはいけぬとい
ふふうに考えまさんと憲法の趣旨は貫
き得ないと存じますからして、従いま
して我々が重点をおいて考えておりま
すのは、あくまでもこの戦力の規模と
いうことでありまして、その上に「陸
海空軍」といふ名前がついておるま
けれども、これは一つの言葉の例示と
いう程度のものであつて、これは深く
突き詰めるだけの憲法解釈上の実益は
ないように考えます。

○八木幸吉君 次に第九條第二項中
の「陸海空軍その他の戦力」との関係
についてお伺いいたします。私は「陸
海空軍」は自明の理として戦力である
が、「その他の戦力」とは戦力ではある
が、軍隊ほど明瞭ならざるものゝ意味
すると思ひますが、如何でありますか。言
葉を換えて申しますと「陸海空軍」は
潜在的戦力である。「その他の戦力」は
潜在的戦力とでも申すべきものを包
含いたしておる、かように考えます
が、如何でありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 只今申しま
した趣旨から敷衍いたしますれば、軍
事目的を持つておるやうな戦力、この
戦力とはもとよりいかにことであるが、
なお軍事目的を持つておらなくても、
およそ一定規模のいわゆる近代戦遂行
能力という規模になつての戦力、こう
いふものはいかん。即ち目的、任務の
如何を問はず、一定規模に達した勢力
はいけぬ、かように解しておるわけ

であります。

○八木幸吉君 今度は観点を變えてお
伺いたしますが、政府は從來から「戦
力」とは近代戦争を有効、的確に遂行
し得る能力、こういうふうな定義付け
られておりますが、従つて「陸海空軍」
と言ひますけれども、近代戦争遂行能
力がなければこれを「戦力」とは言わ
ない。こういう御解釈のように私は拝
聴いたします。現に木村保安庁長官
は、外敵の不当な攻撃に対処する実力
があれば軍隊であり、自衛隊は軍隊で
あると、明瞭に衆議院において断定を
しておられます。同時に併し政府は、
軍隊必ずしも戦力ではない、少くとも
自衛隊は戦力ではない、こういう御見
解は、昨日の当委員会において総理の
御答弁においても明らかであります。

又木村長官は、戦力と軍隊とは混同さ
れてはならぬと、かようにいつつも仰せ
られておるのであります。併し戦力
の定義を、政府が解釈するように、近
代戦争を有効、的確に遂行し得る総合
的能力というのであれば、世界各國に
おいて戦力を持つて國は、アメリカ、ソ
連、若しくはイギリスがこれに入るか
も知れませんが、この三國以外は全然
戦力を持たない、こういう結果になる
わけでありまして、併し近代戦は一國と
一國が戦うというよりは極めてまれで
ありまして、單獨で外敵に當り得ない
の理由を以て、その國が戦力たる軍
備を有しないとは、これは社会の通念
が許さないと申すのであります。何が
故にかくのごとき常識と相反した解釈
が出るかと言へば、これは政府が戦力
と軍隊とを別の概念とお考えになつて
いる結果であると私は思ひます。私の
考えでは、軍隊は戦力の概念の中核を

成すものであつて、軍隊は戦力の概念
とは別のものではないのであります。

戦力と軍隊との關係は、論理的にこれ
を言へば上位概念と下位概念との關係
であつて、それを別の概念とお考えに
なるから間違つた結論が出るのである
と私は思ひます。

そこで私は政府に伺ひたいのは、政
府は戦力と非戦力との区別の判定基準
を、如何ようにお立てになるかといふ
ことを先ず伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) この判定基
準については、数学的に的確なる表のよ
うな形で基準を作ることは不可能であ
ることは、この憲法制定當時からす
でに金森國務大臣が答えておりますし、
あらゆる學者が皆言つております。こ
れと私は信じております。従いまし
て、さうな意味で軍艦何隻、陸上何
万といふことは申しかねますので、
結局これを大きくつかまえて近代戦の
遂行能力といふやうなことを申上げて
おつて、日本がいわゆる普通に常識的
に考えられる本格的な戦争といふもの
を独自で遂行し得るやうな力を持つて
ば、もとよりこの「戦力」に該当する
に至る、かような基準を設けて考へて
おるわけでありまして。

○八木幸吉君 今金森國務相の當時の
御答弁を御引用になりましたが、當時
の金森國務相の御答弁は、戦力である
か戦力でないかといふことの中心点
は、極めてはつきり我々にはわかる。併
し戦力と非戦力との境界になると甚だ
そこがややこしくなる、こういう御
答弁をなすつていらつしやるわけであ
ります。そこでそれでは一体戦力でな
いものと戦力であるものととの区別はど
の辺に置いたらよからうかといふこと

的確に遂行し得る実力と言へば、裏を返せば他国に攻撃して脅威を与えるような実力と、こういふ裏面解釈をしていらつしやる。そこで私の伺いたいのは近代戦を有効的確に遂行し得るのは、アメリカ、ソ連のごとき軍備を有するものだけでありますが、かような軍備を有しないものでも、例えば自衛隊がだん／＼増強されて来てその実力よりも低い実力を持つた他の国はこの日本の自衛隊の実力というものが脅威になる。そういたしますならば、やはり日本の自衛隊そのものも他国の脅威になれば政府の言う意味でも戦力になると考えますが如何ですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほど衆議院のお答えの例を私の口から申上げたものでございますが、今の木村長官の言われたこととおつしやいます他国を侵略するようなものは勿論この戦力という問題に引つかかつて参ることは当然のことと考えております。

○八木幸吉君 つまり陸海空三軍のバランスのとれた総合戦力でなくとも、他国を脅威する力となり得ると思うのでありますが、その關係は如何にお考へになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 近代戦を遂行するために陸海空のバランスがとれなければならないものかどうか、そのバランスがどういふ比率であるべきかという、これは細かき軍事上の問題になると思います。要するに私どものお答えとして大きな観点から申しました、近代戦を遂行できるような能力、そのバランスの内訳というものは存じませんけれども、そういう能力はいけない、かようなことになるわけであり

○八木幸吉君 次に交戦権についてお伺いいたします。政府は交戦権の意味を国が戦争を行う権利と解されますか。国家が国際法上有する権利と解されますか。又憲法第九条第二項で否認する交戦権は戦争だけでありますか。武力行為並びに武力による威嚇をも含むのでありますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは一貫して政府といたしましては、国際法上交戦国として持つている個々の権利、これを意味しているものと考えます。従いまして戦時国際法の適用の場合もあるかも知れませんが、およそ戦時国際法に当てはまるような場面において与えられている交戦者の権利、かように考えます。

○八木幸吉 戦力がなければ交戦権の規定も不必要であると私は思います
が、これは二重のため押しであるとお
考えになりますか。又戦力なき交戦権
をお認めになりますか、どうですか。

○政府委員（佐藤達夫君） 今お言葉にありました通りに、これも憲法制定當時から政府としてお答えしているのですが、ございますが、今のため押しと申しますか一方において戦力という実力を禁止し、一方においては交戦権という法律上の権利というものを禁止する。二重の禁止をここで設けている、かように考えて参つております。

〇八不幸吉君　憲法の前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」この前文の言葉、それから日本国民は「政府の行為により再び戦争の惨禍が起ぬことのないようにすることを決意する」この言葉、並びに憲法公布記念式典に賜わつた勅語の

「日本国民は正義と秩序とを基調とする永遠の平和が実現することを念願し」のお言葉、これらを考えてみますと、当時我が国としては我が国を防衛するがごとき組織を持つことは夢想もしなかつた、こう考えるのであります。が如何でありますか。これは総理にお答えをお願いします。

○政府委員(佐藤達夫) 當時は豫知のように敗戦の直後でございまして、完全な武装解除ということとは占領政策としても出て来ておつたわけでありますから、国民の氣持にそういう氣持があつたことは否定できないと思ひます。ただ只今御指摘の憲法そのものと前文との關係は、これは小乘的な考へと或いは大乘的な考へと、二通りでございまして、

考え方があると思います。小乗的に申しましても説明はできませんが、少くともこれはもつと大所高所から、戦争というものは好ましくないから、平和の維持というものについての、諸国民の

信義と公正というものに信頼するのな
という大きなところから述べられてい
るのだらうと、かように考えておりま
す。

○八木幸吉君 憲法の前文は侵略の虞
れが全然ないということを前提として
いる。ところが自衛隊法は他国の侵略
を前提としている。従つて我が国の安
全を保持する方法について、根本的な

○政府委員(佐藤達夫君) 根本的な変
革があつたと認めていいのですか
ん。これも昔話で恐縮でございますけ
れども、憲法御審議の際においても、
この憲法は一体無抵抗主義か、無抵抗
主義ではございませんということを政
府として答えておるのでありますから

して、根本的に少しも足りないはないと考へております。

○八木幸吉君　その点まだ議論はありますけれども時間がありませんから次に移ります。

○山下義信君　関連して。先ほどから大変有益な憲法論、戦力論を伺つたのであります。私は理論的な質疑応答等

も大變有益に拜聴するのです。臣國が率直に知りたいことは具體的に申しますと、今回のこの防衛二法案ができ上つたら一體どれだけの實力を今回の自衛隊が持つているかということですね。それは兵力、兵員の數とか隊員の數とか借りた船の數とか言うんでなしに、それ〴〵或いは全部が挙げて我が國の自衛に當るならどれだけの自衛が

れが私は具体的に問題だと思う。つまり換言すれば、どの程度の直接侵略があつたならば、我々の自衛隊でその防衛ができるのかというこの実力の程

です。理論ばかり闘わせて戦力だ戦力でないのだ何だかんだと言っても、今のこの自衛隊ができたんだだけの防衛ができるのか、どれだけの敵が防げやられるのかという程度を具体的に一つお示しを願いたい。この見当がつかないや何のこともかわけがわからないう。政府にはこの程度の力ができたらいい。星野は各によ付流し得られるの

だという目安がなくちやならんはずで、それを具体的につつかわりやすくお答えを願いたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 御承知の通り、日本は独自で外部からの侵略を防ぎ切れないと政府は考えております。然るが故に日米間において安全保

勢を立てて行こうという建前をとうておるわけでありませう。日米安全保障協約が国会において批准されたのもまさにこの観点から来たものゝ私は考えております。そこで政府といたしましては、独立国家たる以上は、アメリカの力はいつまでも頼るということはどう

であらうか。従ひまして日本においても自衛力の漸増方式をとつて徐々に日本の國に相當の力を加えて行こう、こういう建前をとつてゐることはこの法案自体によつても明らかであるところであらう。そこでどれぐらいの力がかかるか、現在の日米間の勢力によつて防げるかどうか、これは私は的確に數字を擧げて申すことはできません。ただ

日米間においてのいわゆる安全保障条約の下において、アメリカの駐留軍、日本の自衛隊相対つて国の安全を期して行こうということが趣旨であるのであります。

○山下義信君　自衛隊独自の防衛力を聞いているのであつて、然らば自衛隊は如何なる場合でも日米共同でなくちや行動しないのですか。どんなことがあつてもどんな小さい直接侵略が来ても、ことごとく日米協力でなければこの自衛隊というものは発動しないのですか。

つきましては外部から侵略して来るところの侵略の範圍如何にしようと思ひます。アメリカ駐留軍の手によらずして、日本の自衛隊のみによつて防ぎ得れば無論独自の立場によつて防ぐことは当然であります。その如何なる程度のものか日本において完全かといふこと

ておられます。その點を第一に考へておきます。

○山下義信君　ですから直接侵略の向うの敵勢力がどの程度の勢力ならば自衛隊独自で防げるのかということがななくては、自衛隊自身の訓練も、自衛精神の隊員の訓育も何にもできやせんと思ふ。どの程度のいわゆる防衛ができるのか。自衛隊独自の防衛力の実力のあるか。

程度を聞いておる。その点はずきり一つお答え願いたいと思います。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは日本周辺のいわゆる人員配備と言いましうようか、それは確かに我々は把握することはできないわけでありますが、少くとも日本の自衛隊、現在において十一万、この法案が通過いたしますと陸上部隊が十三万になるのであります。

ます。これと併せて海上自衛隊、これは只今のところ極めて貧弱であるのであります。空軍、いわゆる航空自衛隊も僅かに練習機相当のものしか持つておりませんので、これらの程度において

日本はとれただけのものを防げるかといふことになりましたると、私は極めて率直に申しますと大きな部隊については困難である、侵略については困難であるかと考えております。そこにおいてアメリカの駐留軍とやむを得ず手をにぎって行くよりはかにない。とところで先刻申上げました通り、日本が神立国家である以上は、日本の財政力の

許す範圍においてこれを徐々に増加して行かなければならん。こう考えておられます。

○矢嶋三義君 随分無理な答弁をしていると思うのです。それは外敵が侵入して来ると、それは我が国にとつて脅威である。即ち我が国にとつては、外

敵が来た場合にはこれは戦力です。これを自衛隊法の八十八条によつて武力行使によつて排除するために、それに打ち勝つところの、排除できるところの戦力を奮起しようとする努力中なんです。即ち再軍備の道を歩いている。ところが憲法があるので、その憲法の制約を受けるものであるから、欺瞞的なほかにぶりの再軍備コースをたどる答弁でこまかしているわけです。そこで私は伺いますが、さっきの八木委員は、重点を戦力と交戦権の定義から、曾つて憲法制定国会以来、定義付けられた、答弁されたことを根拠にして食い違ひが来ている。従つてすでにこの二法案は憲法違反であるという筋で伺つたわけですが、そこで私は伺いたいというは、法制局長官なんですか、あなたは金森國務大臣の戦力論を挙げて八木委員に答弁されておりました。金森國務大臣は、憲法制定国会で、戦力というのをどういうふうに定義しています。戦力とは戦争又はこれに類似する行為において、これを使用することによつて目的を達成し得る一切の人的及び物的力を言ふと、こういうふうな制定国会で答弁されておる。あなたが先ほど言われたような形で金森國務大臣は戦力というものを定義していません。従つてこの定義から言へば、明らかに現在の保安隊警備隊にしても、ましてやこの自衛隊というものは、憲法違反であるというのには明確である。これをどうお考えになるか、ということが一つ、ここで総理に、それと関連するのですが、一つ伺いたいのには、あなたは二十七年の六月十八日保安庁法を審議したときの当院の内閣委員会で「簡単々々」と呼ぶ者あ

り。外敵侵入に対するものでないから、保安隊は憲法第九二条二項と関係がないと、こういうふうな答弁されておられます。ところがこのたびの自衛隊は外敵侵入に關連あることになつたから、あなたの曾つての答弁からするならば、先ほど八木委員から出された九条第二項の交戦権と關連があつて、あなたの発言そのものから憲法違反であるということになるじやございせんか。これをどういうふうにお考えになるか、総理からお伺ひいたします。

○政府委員(佐藤達夫君) 金森さんの答弁、その他幣原國務大臣、吉田総理、いろ／＼當時答弁されております。従つて、いろ／＼の言葉のニュアンスのあることは否定できないと思ひます。その根本の趣旨においては、例えば外国と戦争が可能であるような、そういう兵力というふうな言葉を使つてお答えしている場合もあるわけですが、でありますから、非常に一つ／＼の言葉は精密を欠くかも知れませんが、私も、その根本の精神においては、私も、今日お答えしている通りだろふと思ひます。「議事進行」と呼ぶ者あり。

○矢嶋三義君 ちよつと総理に私に対する答弁をしてもらひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) ついでに私からお答えいたしますが、この保安庁の關係の際に、先ほど八木委員からもお話がありましたが、目的のほうを先を立てて御説明申し上げましたが、それは確かにその通りであります。と申しますのは、第一に憲法第九二条の解釈については、目的を非常に重点をおいてお考えになつておるかたもある。それから私どものように客観主義をとらな

い、実力そのものでございすという考えを貫いておるものもございす。併し少くとも警備予備隊或いは保安隊というものは、目的から申しまして国内の治安或いは内乱に対するものでございすから、目的論で御心配のかたにはそれを御説明申し上げますればそれでよく御納得になる。かような意味で目的論を御説明したことは確かにございす。

○委員長(小酒井義男君) 先ほど木村委員に発言を許しておりますから、これと關連質問は一応終つて頂きます。

○木村義八郎君 法制局長官の御答弁で政府側のこの憲法と戦力との考え方、是非にはつきりしたわけです。要するに近代戦争遂行能力を持つことは第一項違反になる虞れがあるからそれを禁止しておるといふんでしよう、要するにね。それで今程度の自衛隊の装備では近代戦争遂行能力にならないといふことなんです。その客観的な基準といふものについてははつきりわからないわけですが、御答弁では、問題はその能力が大きい小さいかでなく、その能力が第一項違反になるから、その判定の基準になるのじやないですか。第一項違反になるからなら、判定の基準になつて、従つて装備が仮に小さくても第一項違反になるような実力ではないか。それは憲法違反になるのではないか。そういう判定をしないし、ちややならないのであつて、ただあなたが言うような客観的に大きい小さいかで判定すべきじやないと、こう解釈するのですが、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) もとよりこの九条の第一項においては自衛戦争そのもののさへも否定はいたしてござい

ん。併しこの自衛のためと言へ、或いは侵略のためと言へ、大きな実力を持つことが恐しいから、従つて二項ができて来ておることは、木村さんのお氣持と或いは通ずるところがあるかも知れません。これは金森さんもういふことで、即ち第一項の担保の趣旨から第二項があるのだといふことは言へると思ひます。併しながらとにかく第二項は戦力はいけないのだといふこと、何のための戦力というふうなことを書いておらんわけでありす。戦力といふものは戦いを遂行し得る能力、今日の事態においては即ち近代戦争を遂行し得る実力、こう見ざるを得ませんから、これを私どもは文字に忠実に読みざるを得ない、かように考えております。

○木村義八郎君 先ほど法制局長官は、その客観的な基準によつて判定するのだと言われたけれども、客観的な基準といふそれは戦力の大ききさといふことなんです。ところがこれが憲法違反であるかないかを判定するときに、政府側の立場に立つても、その近代戦争を遂行する能力といふものが第一項違反になるからなら、そういうことで判定すべきじやないか、こういうことを聞いてゐるわけですよ。

○政府委員(佐藤達夫君) これは又他の機会にしつくりと一つお答えさせて頂きたいと思ひますが、要するに第一項違反にならないようにという氣持がこの第二項の根本にあることはおつしやる通りであります。併しながら法文を解釈する上においては、やはり文理を解釈するに考へなければいけません。従つておよそ戦力の保持を禁止しているといふ以上は、戦力とは何かといふ

ことだけをつかまえて一応は考へなければいけない、それに重点をおいて考へなければならぬことは、これはあとで十分御説明申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) 八木委員まだ少し時間が残つておりますが。

○八木幸吉君 自衛隊法第七二条の内閣総理大臣は自衛隊の指揮監督権を有するといふこと、旧憲法十一條の統帥権との關係、それを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) およそ部隊といふものがあります場合に、それを指揮する即ち指揮をする権能があることは当然でございすが、これを三権分立の分類から分けて参りますと、申上げるまでもなく立法権ではない、司法権ではない、これは行政権でありす。そういう意味で現行憲法の下においてははどうしても行政権の最高責任者である総理大臣に持つて行かなければならぬ、これはもう当然のことだらうと思ひます。旧憲法時代においては第一應三権分立の形はとつておりますけれども、併し御承知のように統帥権の獨立という形は非常にむしろ超憲法的な形で出て参りまして、そうして内閣もそれについては責任を負わぬ、議會は勿論のことといふような形のものがあったわけですよ。これは天皇は統帥大権を持つておるといふところから来ておるかとも思ひますが、そういう意味では同じ部隊の統率権ではございすが、けれども、旧憲法時代の統帥権的なものは今日の憲法においては許され得ないと思ひます。

○八木幸吉君 衆議院の調査によれば英米に属する十九カ国は全部大統領又は國王が軍隊の最高指揮権を持つてお

て、これを出動の経過については、或いは結果については具体的にまた検討する必要があるのです。併し時間が二十分しかない。従つて私の問題については多くを費やすことができない。ですから今度の詳しく経過、過程、結果について報告書を出して頂きたいと思います。それによつて又他日質疑をいたしたいと思います。

○国務大臣(木村篤太郎君) 報告書は出します。併しただ一言申し上げたいのは、今木村委員がアメリカの制肘を受けるというような御発言であります。これはあんたの邪推と考えます。決してさうなことはありません。私は断じてさうなことはないところで申上げます。

○木村篤太郎君 次に総理大臣にお伺いしたいのですが、この二法案の提案理由は三つに分けられてあります。その第一は現在の国際及び国内の諸情勢を鑑みて、この際更に自衛力を増強することを適当と認めるに至つたというところが第一の理由であります。それから第二の理由は、そこで今度はこの三軍で、陸軍、海軍、空軍、いわゆるこれは自衛隊と呼んでおりますが、三つの自衛隊を作る必要が出て来たということが第二の理由、第三の理由は内部からの侵略に対する我が国の防衛を明確に規定しなければならなくなつた、この三つが提案理由になつておるわけでありまして。そこでこの三つの提案理由について細かいことはあとで担当大臣に伺いますが、総理の基本的な考え方を伺いたしたいのであります。先ず第一の現在の国際及び国内事情の情勢に鑑みて、防衛二法案を出さざるを得なくなつたと言われま

すが、どういふわけで国際及び国内の諸情勢からいつて、この際自衛力を増強しなければならなかつたか、その国際的理由及び国内的理由についてお伺いしたいのであります。これは吉田総理大臣にお答え願ひたい。

○国務大臣(吉田茂君) 主管大臣に答弁いたさせます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 国内情勢から申しますと木村委員も恐らく御承知でありましようが、相当国内における共産党活動が熾烈になつておりまして、これと同時に国際間におきましても我々は終始日本周辺の情勢に目を向けておることは当然であります。殊に日本周辺においては日本解放軍というやうなものまで組織されておるといふところの情勢も入つております。いろいろその点の観点から考えてみましても、日本において速かに防衛体制を立てることが適切であらうと考えております。

○木村篤太郎君 昨日総理は国力に就いて漸増するといふことを言われておる。ところが国力はどうなつておるかと言へば、一兆円予算の問題は大体通貨なんかも昭和二十七年を目標として、そして生活水準も昭和二十七年を目標としておる。そうしますと国内の経済事情、経済力から言へばむしろ十一万の保安隊は多過ぎるのであつて、国際収支の面を見ましても非常に日本経済は危機に立つておるわけであつて。従つて多少国内の経済力からいつたらむしろ縮小すべきである。昭和二十七年の水準に縮小すべきであつて決してこれをふやすという理由は出て来ないわけであつて。国際情勢から言つても、総理もすでに認めておられ

るやうに戦争の危機は遠のいたと言つておる。従つて国内、国際情勢から言つて、この際増強しなければならぬ理由はどうしてもわからぬ。而もこれは自主的に日本できめるといふのだと思ひますけれども、むしろ十一万は縮小すべき情勢にあるにもかかわらず、増強しなければならぬといふのは、MSAとの関係においてアメリカから要請された即ち日米安全保障条約を締結して、それによつて、義務付けられて来ておる。殊に今度はMSAの協定によつて五百一十一年(即ち三)によつて、再軍備しなければならなくなつて来ておる。従つてこれは自主的にやるのではなくMSA協定によつて再軍備させられる。そういう情勢にあると思ふ。それでなければこの提案理由はおかしいわけであつて。この点についてこれは総理が昨日言われたことに対する質問でありましてから総理からお答えを願ひたい。

○国務大臣(吉田茂君) 国内における治安その他の状況から或いは国外の状況から、防衛の必要上から措置をとらなければならぬ理由が一つ。更に米國としては駐留軍を引揚げて漸減したいという希望があり、それに対して漸増するといふ国際条約の義務があり、アメリカ側からして強要されたわけではありませんが、日本自身が自主的に考へてみて、できるだけのことをいたすべきであり、又国力から考へてみて一兆円予算を恐れるという必要はここに申しませんが、いづれにせよ財政規模の縮小をいたさない実情にあることは必然でありまして、然るにもかかわらず、日本の防衛或いは自衛というこ

とは一日もゆるがせにできないから、政府としてはこれだけのことをいたすことに決心したのであります。

○木村篤太郎君 防衛をゆるがせにできない一つの国内的理由として治安関係から言われましたが、治安関係については今の自衛隊で十分ではないのですか。而もそれをふやすときには国力に応じてやるということになつていて、むしろ非常に経済的に危機の状況になつて来て国力は充実していません。外貨を御覧になつても一時十億ドルもあつたものがだんだんと減つて、實際使える外貨は今年度末には五億を割るのではないかと、こういう御心配までなされてはどうか。政府は一兆円予算によつて昭和二十七年の生活水準、通貨量、生産規模、そこにまでこれを縮小均衡の線に持つて行こうとしておる。それなのにこれをふやすのは国力に應じたものではないのです。これは逆なんです。而も今言われましたように、国際情勢はすぐ戦争が起るのではない。むしろだんだんこれは戦争の危険よりも戦争のない方向に進んでおる。どうしても私はわからない。

○国務大臣(木村篤太郎君) 戦争が遠のいた、危険は遠のいたと、私もそう思ひます。併し国際的の大きな戦争は遠のいたとしても、御承知の通りいゝわゆる国際戦争にあらざる一つの武力の行使といふものがあることは当然であります。北朝鮮を見ましても或いはインドシナを見ても、そういうことは我々は好むところではありませんが、現に起つておるのであります。而もそ

○木村篤太郎君 二法案により増強する三軍とMSA協定との関係です。これは関係があるのか、ないのか。

○国務大臣(木村篤太郎君) MSA協定とは直接の関係はありません。我々は自衛力を増強する上から言つて御承知の通りアメリカの援助を受けるのです。その援助を受ける方法又は程度、こういうことは日本が自主的にきめてアメリカと相談することになつております。

○木村義八郎君 直接の關係はないけれども、間接の關係はある。併し間接の關係において何か秘密協定みたいなものはないかどうか。我々が一番心配するのは、例えば軍事顧問団と指揮権との關係が今後重大な問題になると思ひます。

それからその国防會議がどうもはつきりしない点について、やはりそういう非常にデリケートな点があるのではないか。最近アメリカ側から要人が頻りに日本に来ております。又総理も外遊されるについてはどうもそういう軍事秘密協定みたいなものが結ばれ、或いはそういう話がされておるのではないか。それだからヒギンズ少将は御承知のように今後の新しい軍事顧問団となるために赴任された人ですから、ヒギンズ少将が軍事同盟という言葉を使われたことは重大な意義があると思ひます。そういう点について伺ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) MSA協定以外に秘密協定を結ぶとか、そんなことは考えておりません。又断じてありません。ヒギンズ少将は何と言われているか、我々には的確なことは知りませんが、これは日本とアメリカと手を取組んで日本の防衛体制を十分に立てて行くという趣旨のことを私は言っておるんじゃないかと考えております。御承知の通り軍事顧問団というのはアメリカから供与を受ける装備品、これらについて操作或いは管理、その他の点について我々に対して指示をするわけでありまして、自衛隊の指揮とか監督とかいうようなことについては断じて干渉するわけでもありません。又さようなことについて我々は干

渉させてはいけないというふうに考えております。

○木村義八郎君 時間がありませんので次に簡単に伺ひますが、第二の理由として三軍を創設する必要が出て来たというところなんですが、三軍バランス、この方式によつて今までの保安隊とどこで非常な性格が変つて来るのです。はつきり軍隊になると思ひますが、そこでさつき憲法のとの關係であります、この点は焦点が非常に明らかなつて来たと思ひます。これまでの論議の結果、政府はいろいろ思想統一をやつた結果、結局近代戦争遂行能力というものを持つていなければならぬのだ、こういうところから最後の結論が来たわけですね。

そこで問題は、それだけでは本當は片附かないので、なぜ近代戦争遂行能力を持つていけないかと言へば、憲法第九條一項を侵す危険があるからいけないということなんであつて、従つてこの近代戦争遂行能力のいわゆる程度と言ひます、そういうものは外国を侵略したり、自衛力以上に出る危険があるかないかという点、これは政府の解釈に立つての話です。政府の解釈に立つてもそういう問題があるのです。さつき法制局長官が客観的、客観的と言ひましたけれども、結局それは憲法九條一項を侵す危険があるかないかというところが判定の基礎になるのだとて、そうならば三軍バランス方式をとればジェット機もあり、軍艦もあり、更に誘導弾その他もこれから研究して、そういうものを用ひるようになるのですから、明らかにこれは憲法九條一項を侵す可能性が出て来るのです。従つてこれは憲法違反の疑ひは濃

厚であると思ひます。その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) さつきは関連質問でありましたから御遠慮申上げたのでありますが、只今のお尋ねに對してもう少し私のほうからむしろ整理を加えてお答えしたいと思ひます。恐らく木村委員のおつしやりたい氣持は、第九條第一項との關係においてこれを極めて形式的にお考えになつて、國際紛争解決の手段としては武力を使つてはいけないと言ひてある、武力とは政府の言う戦力とは違ふだろう、びんから切りまであるだろうというところをきつと心の中にお秘めになつておる。それで、第二項でそれを禁止しているのだから、だからどんな小さなものでもいかにのじやないかとおつしやたてきつとそれの御質問があつたのじやないかと思つたのです。そういうふうな考えが来ます、武力とはおおよそ実力なんですから、国内治安の場合によつては或る種の紛争に對して威嚇の役に立つかも知れません。それこそ心配しますれば国内の治安のための警察も持たなくてはならぬ。これはそういう意味ではないので、やはり第一項と第二項の關係はあります。第二項は第一項の備えですと申上げておられますが、それはもつと大きなところから趣旨があるもので、そういうことを言つておつたら警察も持たなくてはならないから、憲法の法律的解釈というものは、第二項の戦力というものは戦力として考えなければいけないと思ひます。こういうことであります。

○木村義八郎君 それは私は本當から言へば戦力なき軍隊はあり得ないの

で、前から木村長官はマツチ一本でも戦力になり得るのだ、そういう実力になり得るのだと言つておつたのです。従つて戦力なき軍隊なんてないのである。あり得ないと思ひます。併し私は政府のほうの考え方を誤解しているわけじやないと思ひます。政府のほうの思想統一によつて結論づけられたといふことは、第一に憲法第九條一項に自衛権を認めておるということが基礎になつておると思ひます。そういう国内警察行動は勿論直接間接の侵略に對する自衛実力行動は禁止しておらないといふのが第二点だと思ひます。併し近代戦争遂行能力を持つことは第一項違反に利用される虞れがあるから、第二項で禁止されているのだと云ういふ解釈だと思ひます。従つて前項の及び二を勘案すれば、戦力に達しない自衛実力組織を持つことは当然可能である、その目的が国内警察力たると外敵に對する防禦力とを問わない、こ

ういふのが政府の思想統一された見解だと思ひます。そこでこの思想が統一された見解からいふと、結局問題は近代戦争遂行能力を持つことは第一項違反に利用される虞れがあるから、こ

ういふことであつて、従つてさつきから法制局長官が近代戦争遂行能力というものはそれは客観的に見てまだ日本がそれに達していない、だから憲法違反じやないかと言つておるのです。従つて今の私が述べましたようなことが政府の統一された見解であるとするれば、そこにも問題があるといふことを言つておるのです。それは客観的にある、近代戦争遂行能力を量で図るのではなくて、それが九條一項違反になる危険があるかないかで判定すべきじや

ないか、こういう私の質問なんです。それはおわかりでしょう。

○政府委員(佐藤達夫君) よくわかつております。要するに第二項は何のために備えたのだらうかというところから話をたどつて行けばあなたのお氣持と大分通ずるところがあるわけですね。即ち第一項だけで第二項がなかつたという場合を考えてみますと、とにかく第一項では自衛権は勿論のこと、自衛戦争をすることすら禁止されてい

ないわけですね。それだけのことなんです。ところがそれではその意味の大きな恐ろしい場面と云ふものはやはり濫用の形で想定されるから、その意味で備えとして第二項が出て来た。話の筋は政府のたび／＼申上げておることであり、又あなたのお言葉の中の大部分を構成しておる次第であります。併しながら今度は法律解釈の場面においてこれを考えました場合においては、この第一項と第二項との関連において完全な第一項の侵犯行為を防ぐ素地が第二項でできておるか、こういう問題にならうかと思ひます。ところがそこまでは徹底しておらない。それが徹底しておるといふならば先ほど私が例を挙げて申上げましたように、國際紛争解決の手段として武力を用ひる、その武力というものは要するに実力ですから、その規模なんというのではないわけですね。そんなばかなことをきめておるわけはない。第一項の武力と第二項の戦力とはやはり独自に考えなければ意味をなさないというのが私たちの氣持です。

○委員長(小酒井義男君) 木村委員、時間が超過しております。もう一言

で。

○木村義八郎君 問題は近代戦争遂行能力というもののこの自衛隊が該当するかどうかということが焦点になつて来ると思うのです。これは先ほど国家的な基礎によつて判定するといひますけれども、それはじや具体的に何かといふことはわからなわけです。ただ漠然と駐留軍がいなくなつたときに日本を守る程度のもの、こう言うだけで増強される三軍というものは、アメリカから援助を受ける援助武器の内容を見ても、それから私資料として要求いたしましたものが非常な近代の装備といふものが予想されておるわけですね。例えば対空特科軍とか独立戦車大隊とかそれからあとで資料を頂ければわかつて来ると思ひますけれども、こういう幕僚監部の機構組織といふものを検討して行けばだん／＼わかつて来る。誘導弾とか原子兵器とかそういうものはだん／＼装備されて来るのです。そうならば今度の自衛隊程度でも憲法九条一項に違反する実力は十分持ち得る、そういうことで私ははつきり憲法違反である、こう私は断定せざるを得ない。先ほど法制局長官がこう言われまして、相通ずるところがあると言われまして、相違するところがあると言われまして、それは誤解されたい。先ほど申述べたのは政府側の思想統一による今度の再軍備と憲法との関係を質問したのであつて、私は又別の解釈を持つておるのですけれども、その点は誤解がないように願ひたいと思ひます。

それから最後に伺ひたいのは、提案理由の第三です。外部からの侵略に対

する我が国の防衛を明確に規定する、こういうことが第三の理由になつておる。そこで外部からの侵略に対する我が国の防衛をこの際どうして明確にしなければならぬか、この必要性について明確に伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) これは自衛隊の目的をはつきりすることによつて隊員の覚悟もできて来るわけであります。又国民一般についても自衛隊といふものはどういふ性格を持ち、任務を持つものかといふことを周知することについて大きな意味があるだろうと思ひます。

○木村義八郎君 私はそういう答弁を予想してゐなかつた。なぜこれは必要になつたか、これはMSA協定の結果じやないですか。MSA協定五百十一條(三項)のこれを履行するためにこういふふうに明確化しなければならぬとなつて来てる、そうではないのですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 自衛隊を組織するに必要なるものをMSA援助によつて供与を受けようとするのであります。逆であります。(時間時間)「関連はやめて下さい」と呼ぶ者あり。

○委員長(小酒井義男君) 簡単にやつて下さい。

○木村義八郎君 最後です。只今の木村保安庁長官の御答弁は逆だと思ひます。MSA協定によつて増強しなければならぬとなつたので、日本のほうが増強する必要からMSA協定の援助を受けおる、これは今まで政府がずっとそういう態度をとつていますが、これは全くごまかしだと思ひます。なぜならば私が一番先に質問したように、日

本の現在の状況から言へば日本の国力から言つて、国際情勢から言つて、日本はむしろ十一万を縮小しなければならぬ状況なんです。にもかかわらず増強するといふことは外部からの関係から来てる。即ちMSA協定から来てるおるのです。全くこれは逆だと思ひます。国民をごまかすことも甚だしと思ひます。その点もう一回はつきり伺ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) はつきり申し上げます。私は木村委員とは逆であります。MSA協定は要するに自衛隊において使用すべき装備をアメリカから援助を受けるということでありまして、MSA援助を受けるから日本の自衛隊を増強するといふわけじやありません。増強すべき自衛隊について用べき装備をアメリカから供与を受けるというのであります。(にわとりと卵だ)と呼ぶ者あり。

○三浦義男君 私はこの二法案を審議するに當りまして、総理が初めてお見えになつたので親しく／＼な点についてお聞きしたいと思つたのであります。時間が過ぎましたし又同僚委員もたくさん質問されておりましたので、私のお聞きしたいようなことも大分もうデスカスされておりますので、私は極く簡単に非常に常識的なことについてお伺いをいたしたいと思ひます。直にお伺ひしたいのであります。

昨日も山下委員が自衛隊の漸増の方針はどうだろかといふような御質問がありまして、総理も長官も漸増の方針は、アメリカの駐留軍の漸減に伴つて、国際情勢国内情勢の二つの条件をよく勘案して自主的に日本

がきめるのだ、こうおつしやつたのであります。これは確かにその通りだと思ひます。ありますが、さてそういうことになりましたときに、この日本の自衛隊といふものは現在の駐留軍プラス自衛隊で先ず今の段階では十分だと思ひます。それがアメリカ軍が減つて行く、それに伴つて日本がふやして行く。こういうふうなことになる。す、日本の自衛隊の増強が全体どこまで進んで行くのかといふことが国民は非常に不安だと思ひます。御検討もなと思ひますが、全体増強といふものはどの程度まであらましの考えとしてお考えになつてゐるか。どうかといふことが一つ。

現在とられておりますのは、志願兵制度であります。この志願兵制度で参りますと、立派な自衛隊を作ります限度が恐らくあらうと思ひます。幾らアメリカの兵隊が退いて行つても日本がこれにプラスすると言つても、この志願兵制度をとつてゐる限りにおいてはそうたくさん兵隊、兵隊と言つちやいけません、自衛隊員の増強はできない。若しそういうふうな志願兵制度の持つております限度をこすような場合の漸増が考えられましたときには、こでどうしても徴兵制度のようなものを考えなければならぬ。この徴兵制度といふことが今国民が非常に心配してゐるところだと思ひます。つきましては、志願兵制度をとつておる下で漸増できます大体的範囲、限度、それと今後徴兵制度をどうお考えになつてゐるかといふことを一つ総理に率直にお伺ひいたしたいと思ひます。簡単に結構です。

○国務大臣(吉田茂君) お答えいたします。現在の日本の防衛、これは日米安全保障条約の下における防衛が果して完全であるかどうか。これは相当疑いがあると思ひます。然らばその詳細については米國軍としても我々としても発表はできませんが、とにかく最小限度のところで抑えて、そしてあの防衛計画を立ててゐるのであります。

その防衛計画の中から米國が駐留軍を減したい、漸減したいと言へば、自然日本政府としてはこれに対して漸増を以て応じなければならぬ。然らばその漸増はどこまで行くのだといふお尋ねでございますが、これは成るべく少くしたいといふのは理の当然のことです。又日本の漸増の限度は更に徴兵制度の有無といふことのみならずほかに又日本の国力といふこともあります。又國外の環境といふこともあります。この環境は、御承知の通り成るべく平和といふことに各国が努力いたしてゐるので、この各国の努力に我々も協力して、そして各国ともできうべくんば防備撤廃と言ひます。これは国際状況、客観的な状況によるところであつて、我々が如何にも左右はできませんが、全体の傾向から申せば、世界としては平和への道に努力いたしてゐるのであります。若しこの平和への努力が目的を達するならば、日本への防衛力も、防衛漸増の方針も、漸減の方針に進んで行けるわけであると思ひます。いづれにしても政府として最少限度の漸増と言ひます。漸増も最少限度を目標といたしてゐるので、その漸増のためには、今年はこのだの漸増で一応国力の上から考へてみ

ても案を立てなければならぬ。又志願兵制度でもこのくらいな漸増ならば考えられ得るというところの最少限度を考へて案を立てているものであります。将来はどうか、これは、将来は将来のおのづから計画を立てると申すよりはかお答えのしようがないと思ひます。

○三浦義男君 そうしますと、現在の志願兵制度の下で、只今の国内の情勢から言つて現在と申しますか、これから作られます自衛隊の制服定員は、先ずこれらが限度であるというふうに考へてよろしいわけですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) 志願制度におのづから限度のあることは言うまでもないことであります。然らばどのくらいの数字が限度かと申しますと正確なことはわかりませんが、大体において二十二、三万が限度であろうと考へております。それ以上人を要するということになりますと、今お話の徴兵制度を布くよりほかに道はないと考へております。そこで徴兵制度を布くということになりますと、これは憲法改正の問題になるわけでありまして、我々といひましては、今総理から申されたように最少限度で何とかして日本の自衛力を漸増して行つて国防の全きを期したい。こう考へております。

○三浦義男君 そうしますと、憲法改正をやらないうで漸増し得る限度は、先ず二十二、三万というふうな心得てよろしいわけですか。

次にお伺い申上げたたいのは、お伺い申上げたたいのか、或いは私の強い希望を申上げたたいのでありますが、この自衛隊の今後のあり方をごさいます。自衛隊は勿論私が申上げるまでもなく国民のものである。国民の理解と

協力をごさいますなければ、その力を發揮することは断然できません。で、そのためには自衛隊というものはどうしても国民から愛されなければならぬ。この愛せられる自衛隊のあり方として、一つの方途に過ぎないかも知れませんが、自衛隊は災害が起きた場合には、災害の救助のために大いに働きます。又平時におきましてもいろいろ土木工事とか通信工事に働かざるというふうな条項もできております。又今度の改正では、平時におけるそういう方面における活動がもつと拡がつて行くようなふうにも見えるので、私は非常に結構だと思ひます。こういう方面に大いに働いていられる自衛隊が国土の建設部隊であるというふうな気持ちで、こういうふうな国土の荒廃の復旧とか或いは資源の開発とかいふ方面に是非一つ大きな力を貸して頂きたいと思つております。新聞に報ずるところによりますと、今度総理が外遊されて、そして一億二千万ドルの借款を成立させたいというふうな御希望もあつたということをお聞かせ願ひます。その借款は何に使われるかと申しますと、電源の開発とか、或いは愛知用水とか、或いは弾丸道路ということまで新聞で散見するのでありますが、こういうふうな土木工事に對して、この自衛隊の勿論それは一部でございまして、それが大いに協力をして、そしてこれらが本當に成果を挙げるといふことになりまして、私は自衛隊そのものが国民に非常な認識を得る、非常な尊敬を得る、愛される自衛隊ができ、上る、こう思ふのであります。この点につきましても長官は非常に御認識が深いと思つておりますが、最高

指揮官としてこれからこういう方面に大いに力をいたされたいと思つて、は、こういう方面に積極的御推進なされるおつもりであるかどうか、私は是非それをお願い申上げたたいのでありますが、総理のお考え如何でございしますか。お伺いいたします。

○国務大臣(吉田茂君) お考えの通りであります。私もその通りに考え、又木村長官もその通りに考えられて災害のある場合或いはその土木工事、道路工事というふうなものは、民生に有益な工事等については保安隊を進んでこれに當らしめるといふ考へでおられますが、併しこれは直接所管大臣からお聞きなつたほうが御安心だろうと思ひますので所管大臣から。

○三浦義男君 災は災害のときには非常にこの自衛隊が、現在では保安隊であります。保安隊が活動されたといふことは事実であります。せつかく今申上げたようなこの平和的な仕事に力をいたされたといふことは未だ聞かないのであります。これはまあ年月もまだ短かつたからかも知れませんが、是非災害のときは勿論でありまして、この方面についてのいふゆる平和の仕事について、これは或いは担当官庁においてはきつても知られてゐる。そういう自衛隊のようなものが入つて来るといふことをきくらうが、私は限らんとし、併しこれは保安隊長官が例へば閣議でこういう仕事をやらせまいかといふまじかからむしうかといふ仕事には大いにやれといふような言葉があれば保安隊長官も非常にやりやすいと思つております。どうぞそういうことで御努力

を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(木村篤太郎君) 今お説の通り災害のときはばかりでなしにふだんのときにも保安隊の施設部隊を活用したらどうか、誠にその通りであります。現在やつております。保安隊としてはまあ甚だ宣伝が下手でそれのことはあまり明らかでないといふのであります。現に感謝状を一杯もらつております。岐阜の武蔵知事からも懇切なる感謝状をもらつております。そのほか平時においでふだんのときにおいてこれを活用しておる事実があります。今後ますます御趣旨の通りやうなと思ひます。

○三浦義男君 どうぞそういうふうなデータをあと一つお見せ願ひたいと思ひます。私はまあこれで質問をやめます。

○竹下置次君 私は国防會議等の問題そのほか二、三総理にお尋ねしたいと思つておりましたが、先にそれ／＼質問応答がありました。その上この問題につきましても総理にこの席でお伺ひいたしましてはつきりした御返事を得ることはできないと思ひますので、すべからずと長官にお伺ひしたいと思つておりました。ただこの際総理に對しまして二、三私の希望を申述べながらお答えを頂きたいと思つております。

総理は憲法改正は好まないといふお答えをしておられたのであります。が、この憲法の問題と現在私ども審議しております二法案とは非常に密接な関係があります。世間もかなり多数の者が憲法違反の法律案ではないかといふことを言つておるのであります。私もこの問題につきましてもいろいろ研究もいたしてみたいのであります

が、併しこの案の程度でありましたならば私はまだ憲法違反の域まで達してない、ただ併しもうすれ／＼のところまで来ているだろうといふふうな考へております。元來私は日本の軍備と申しますか、防衛態勢はこの程度では足りないのだ、もつと大仕掛にしつかりとやらなければ国は守れないであらう、かように平生考へております。そして幾ら国連に將來入るにいたしましても、又米國が幾ら好意を持つて日本を援助してくれるにいたしましても、いやしくも獨立國である以上我々は日本人として彼らに永久に依存するといふようなそんな恥をそのまゝに忍ぶわけには参りません。どうしてもできるだけのことはしなければならぬ。そして自分の國をほかの國のほうにより重い負担で防衛してくれといふようなことを言つておるのはこれは國の非常な恥辱でありまして、國際道義の点から申しましても私はできるだけ少々無理をしてもやはり努めなければならぬ大きな問題であると思ひます。で、い／＼經濟問題との關係におきまして考へなければならぬ点が多いことはもとよりであります。現在の經濟力から見ましてこの上に急に自衛隊を増員するといふことは不可能でありまして、やうけれども、又い／＼軍需産業の設備等が整ひそれに従事する國民も相當にふえ、又そういう事柄のために國民が非常に氣を強くして今までよりも氣を取直してしつかり働こうといふような気分になりましてならば、これ又經濟の發展といふことも期待のできないことではないのであります。日本國民の覺悟と努力如何によりましては、私は長いあとのことを考へますと、

が、併しこの案の程度でありましたならば私はまだ憲法違反の域まで達してない、ただ併しもうすれ／＼のところまで来ているだろうといふふうな考へております。元來私は日本の軍備と申しますか、防衛態勢はこの程度では足りないのだ、もつと大仕掛にしつかりとやらなければ国は守れないであらう、かように平生考へております。そして幾ら国連に將來入るにいたしましても、又米國が幾ら好意を持つて日本を援助してくれるにいたしましても、いやしくも獨立國である以上我々は日本人として彼らに永久に依存するといふようなそんな恥をそのまゝに忍ぶわけには参りません。どうしてもできるだけのことはしなければならぬ。そして自分の國をほかの國のほうにより重い負担で防衛してくれといふようなことを言つておるのはこれは國の非常な恥辱でありまして、國際道義の点から申しましても私はできるだけ少々無理をしてもやはり努めなければならぬ大きな問題であると思ひます。で、い／＼經濟問題との關係におきまして考へなければならぬ点が多いことはもとよりであります。現在の經濟力から見ましてこの上に急に自衛隊を増員するといふことは不可能でありまして、やうけれども、又い／＼軍需産業の設備等が整ひそれに従事する國民も相當にふえ、又そういう事柄のために國民が非常に氣を強くして今までよりも氣を取直してしつかり働こうといふような気分になりましてならば、これ又經濟の發展といふことも期待のできないことではないのであります。日本國民の覺悟と努力如何によりましては、私は長いあとのことを考へますと、

国民の受ける感情、それに伴う思想とかいうようなことをよほど重大に考えなければならぬと私は思うのであります。実は私はサン・フランシスコの平和会議の際に、その前にアメリカを一周いたしましたので、一週間の会議の際になりましたので、一週間ばかりサン・フランシスコに滞在いたしましたして平和会議を傍聴いたしましたのであります。そのときなどもいゆる大名行例でたくさんお供が付いて来ておられる。それでアメリカの二世、第三世の人などから直接何人からも聞いたのであります。どうも自分たちはアメリカ人に対して恥かしくてしようがない。日本の幹部の人は自分や数人で仕事ができないだろうか、あんなにお供を付けないで仕事ができないだろうか、日本で貧乏している際に、自分たちはそういう意味においてアメリカに對して甚だ恥かしい氣持を、アメリカのみであります、ほかの國に對して恥かしい思いをしておるといううお話をつたひ／＼聞かされたのであります。それから事務局に参りましたも、何で事務局の人が忙しいということを見ておりますと、會議の直接のお仕事について忙しい日に会つておられる人は総理以下何人か、数えるほどの人でありまして、あとの人はもう仕事がなくてうろ／＼している。そうして事務局の人はその人たちの世話に忙しかつて、本當の仕事をするに困つておられるのであります。上官が出張されますとその隨員が行き、その隨員に又その

随員が行く、そうして言葉のちつともわからぬ人、言葉がわからないでも有能な人がおられますからして、絶対に否認するわけではありませんが、そういうことのためにたくさんの人に迷惑をかけるような人もある。甚だ悪い言葉でありますけれども、さうして、その人が大部分であります、本心に忙しがつてゐる人は非常に少ないのだというところは私はあつたときよく注意して見とおつたのであります。今度は平和會議と違いますが、どういう用を以ておいでになるかも存じませんけれども、どうもさういふ傾向があるのじやないか。便乗して行きたい人もたくさんあるのだらうと思つて、この際若しそういう希望者がたくさんありますならば、總理のお力でできるだけ一つうんと抑えて下さいまして、國民の希望するような旅行をして頂くことが必要である、かように私は考へておる次第であります。ずつと古い話でありますけれども、私はヨーロッパにおります際も國際會議など二、三のぞいたことがありますが、その当時はそれほどでもありませんでしたが、サン・フランシスコ會議を見まして、實際私は内容によく私などは直接タッチしておりませんから本當の觀察はできなかつたかも知れませんが、さういふ感じをいたしたのであります。その点は總理特に御注意下さるやうに私の希望を申述べておきたいと思つております。

○矢嶋三義君 各委員から憲法改正の問題について質疑があつたわけですが、それについて木村長官にちよつとだけ簡単に伺つておきたいのです、あなたは年の初め頃は募集制度は大體二十万程度だと言われておりました、最近では二十二、三万と言われておるわけですが、そこで本年度もすでに自衛隊は定員約十六万五千になるわけでありまして、衆議院で言明された取りあへず三十万人の増強計画、それから逆算いたしますと、昭和三十一年の自衛隊員の募集は半ば強制的にやらざるを得ないと思つて、徴兵制度を布かざるを得ないといふことがあなたの発表した数字を逆算して出て来る。従つて憲法改正並びに徴兵制度の行われるのは早くて三十一年、遅くて三十二年に必至だといふことが逆算して出て来るのでございませうか、如何でございませうか。

○國務大臣(木村篤太郎君) 逆算は数字を以ていたしません、大體先ほど申しました通り、陸上のはうで志願制度が二十二、三万程度かと考へております。それ以上に陸上自衛隊を増加しようとするのは何かにつかる、いわゆる徴兵制度でも布かなければならぬ、こう考へております。

○矢嶋三義君 従つて三十一年度から実施ですね。

○國務大臣(木村篤太郎君) あとはどうなるかわかりません。さういふ程度が限度かと考へております。

○植竹春彦君 私は去る三月十八日の本會議におきまして、この防衛二法案に対して自由黨を代表して質問をいたしましたのであります。第一には戦力問題、進軍論、第二には總理の自衛隊に対する指揮命令権、第三に國防會議について、私どもの意見を付しまして政府の御説明と、並びに政府が心血を注いで世論指導に当られたい旨を強調いたしましたのでありますけれども、所管大臣から十分の御回答を得なかつた

し、又總理大臣も病氣御欠席であられたのでありますので、本日はその線に沿ひまして再質問いたすわけでありませうけれども、時間も大分たちまして、御出席のかたへからご丁寧な御答弁を頂いても結構でございませう。

それで私はその世論指導という点につきまして、これはひとりや二党の仕事のみならず、政府自体におかれまして十分國民各階層に、今回の防衛二法案が憲法でないといふ点、又この總理の指揮権についても、國防會議についても、安全な法律案であるといふ旨を十分に浸透させて頂きたい、かような意味を以て質問申し上げるわけでありませうが、質問を要約いたしまして、本日各委員が言及されなかつた二点についてお伺ひいたすのであります。第一は、この二法案は國內法でありませうけれども、直接侵略への阻止、交戦権の有無等の問題があり、又我が國の船舶が拿捕せられたり、或いはこれは船舶を保護して行くといふたような観点からいたしますと、例へば船がつかまつた場合にも、その相手國の軍によつてつかまつたか、警察力によつてつかまつたか、或いは海賊行為であるかといふたような問題も生ずるわけでございます。そこで私はこの外國の軍隊、戦力と、日本の戦力といふものを比較法的にこの問題をやはり取扱つて行く必要があるかと存じますので、この國際法上の解釈、國際法を基準とした質問をいたす次第でございませう。

そこでお伺ひいたしたいことは、イスとか、インドとか、大韓民國等に、この戦力ある軍隊があるとお考へになるかどうか。

それから第二の質問といたしましては、日本でもやがて憲法を改正するやうな段階になりますれば、その改正した瞬間から、自衛隊に關する社會通念、又法律上の概念を変えずして、そのまま憲法が改正されると、今日の通念のままに、この戦力なき軍隊が戦力ある軍隊になつてしまふであらうといふことを、國民の多数のうちには疑念を持つて考へておられる方がありますので、この点も政府のお立場から、決してさういふやうな懸念はないのだといふことを御説明願ひまして、さうして國民に納得をさせて頂きたい。かように質問を申し上げるわけでありませう。

○國務大臣(吉田茂君) 御意見は誠に御尤もであります。宣伝は我々甚だ下手であるのみならず、又政府として宣伝をいたしますと、直ちにそれがいろいろなふうになされて、政府の立場として、政府としての宣伝は誠に困難であることを先ず御承知願ひたいと思ひます。故に宣伝は不必要なりとは考へておらず、又絶えず宣伝にも努めております。又自由黨その他においても努めておりますが、政府としての宣伝は、攻撃は楽であります、計画的、若しくは建設的の宣伝は、なかなか國民の耳に入りにくいのであります。故に不必要とは考へませんが、努めていたしますが、全然今日まで努めなかつたわけではないといふことは御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 今イス、インド云々といふやうなお尋ねがございしましたが、これはこの防衛力というもの、その國、その國の特殊の事情があるわけでありませう。例へば日本のごときは海岸線が長いとか、さういふやうないろいろな環境があるので、それはやはりその國について判断せらるべきことであらうと存じております。従ひまして日本の憲法の解釈といたしましては、日本の保持する戦力のこと、我々が國の環境から見てこの点はどうかといふ結論になる、かように考へております。

○植竹春彦君 只今の總理大臣の御答弁は了承いたしました、法制局長官の御答弁につきましては、この國際法上、又比較法上から考へますと、同じ概念の下に解釈して行くべきものだといふたやうな疑問も特に持つておるやうであります、これについては、一切午後からの所管大臣、並びに法制局長官の御出席を得ましての質問に移したいと存じます。従つて私の質問はこれを以て打ち切りといたします。

○委員長(小酒井義男君) それでは暫時休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後四時十三分開會

○委員長(小酒井義男君) 委員會を再開いたします。お手元に配付されまして資料について説明を受けます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今お手許へ配付いたしました國防會議の構成に關する案であります。これは只今保安庁についてせつかく検討中でありませう。まだ決定案ではないのであります。さう御了承願ひます。

一 國防會議は、内閣總理大臣の外、次の者をもつて構成すると

と。

防衛庁長官

外務大臣

大蔵大臣

通商産業大臣

経済審議庁長官

なお、必要があるときは、随時
関係大臣を出席させるものとする
こと。

二 議長は、内閣総理大臣をもつて
充てること。

三 統合幕僚会議々長は、国防会議
に出席し、意見を述べることで
きるものとする。

なお、必要があるときは陸上、
海上及び航空の各幕僚長その他の
関係者を会議に出席させ、意見を
述べさせることができるものとし
ること。

四 国防会議の事務は、防衛庁で処
理すること。

以上であります。

○委員長(小淵井義男君) それでは御
質問があると思いますが、質疑は明日
これをいたすことにいたします。

なお明日以後の日程については改め
て御相談を申し上げます。

本日は散会いたします。

午後四時十五分散会

昭和二十九年六月一日印刷

昭和二十九年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局